

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「交通局乗客案内所その他の」を削り、同項第4号中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第6条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「第50条に定める運賃」の右に「、京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程第4条第1項に定める運賃又は深夜に運行する路線に関する規程第4条第1項に定める運賃」を加え、同条第2号中「調整系統」の右に「又は深夜に運行する路線に関する規程第3条に定めるMN特西3号系統」を加える。

第6条の2第3号中「調整系統」の右に「又は深夜に運行する路線に関する規程第3条に定めるMN特西3号系統」を加える。

第7条第3号中「カードを使用することができる乗車券自動券売機」を「高速鉄道の駅」に改める。

第7条の3第3号中「調整系統」の右に「又は深夜に運行する路線に関する規程第3条に定めるMN特西3号系統」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)